

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び健全性の確保・向上に努めることは、上場企業としての当然の責務であると認識しております。今後とも、コーポレート・ガバナンスを一層強化していくため、取締役会・監査等委員会等の経営機構の充実や、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2.4 株主総会における権利行使（議決権行使PF、招集通知英訳）】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳を実施しておりません。今後の株主構成等の動向を見て、必要に応じて検討します。

【補充原則3－1.2 英語での情報開示】

当社は、英語での情報開示・提供は実施しておりません。今後の株主構成等の動向を見て、必要に応じて検討します。

【補充原則4－2.1 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】

当社の経営陣の報酬は、前年度業績を勘案した現金報酬のみです。取締役に対しては、役員持株会制度が設置され、利用することが可能です。

今後、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬等の新たな報酬体系について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1－4 いわゆる政策保有株式

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、当社事業の円滑な運営を図るために取引先の株式を保有することがあります。保有する株は、毎年見直しを行い、株価や市場動向を見て、継続保有もしくは売却の決定をしています。

保有株式の議決権を行使する際は、取引先との関係強化に繋がるように行使しています。

原則1－7 関連当事者間の取引

当社では、取締役会規則に基づき、競業取引または会社と取引を行った取締役は、遅滞なくその取引につき、重要な事実を取締役に報告するよう求めています。

原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

企業年金の運用が従業員の安定的な資産形成に加え、当社の財政状況にも影響を与えることを踏まえ、従来から運用委託先の金融機関に相談のうえ、安定的な運用のみを行っています。

運用を主とする専門的な部署を社内には設置しておりませんが、管理部門の責任者及び担当者が運用委託先金融機関より運用実績等について説明を受け、モニタリングをしながら健全な年金制度運用を実施しています。

原則3－1 情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の有価証券報告書、決算短信、ホームページにて開示しています。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書1－1の「基本的な考え方」並びに有価証券報告書に記載しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の報酬を決定する方針を規程等に定めておりませんが、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容等を考慮し、取締役会の同意を得て決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選解任に当たっては、人格、識見、能力、経験、仕事振りなどを総合的に判断し、適材適所の観点から人選・指名し、取締役会の決議により決定しています。

監査等委員については、多様な実務経験や高い専門知識により、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に資することを重視しています。また、実務経験が豊富であること、弁護士、公認会計士、学識経験者等の高い専門性及び法令上の社外性、独立性に関する適格性などを重視しています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役及び社外取締役の選解任については、株主総会招集ご通知の「参考書類」において候補者の経歴並びに候補者とする理由を開示しています。

補充原則4－1① 取締役会の役割・責務(1)（経営陣に対する委任の範囲）

取締役会の決議事項として下記の事項を定めています。

- (1)法令で定められた事項
 - (2)定款に定められた事項
 - (3)その他重要な業務に関する事項
- また、取締役会に報告する事項として下記の事項を定めています。
- (1)月次の貸借対照表、損益計算書ならびに営業および資金の収支状況
 - (2)取締役社長または担当取締役が必要と認める事項

原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

現在、2名の独立社外取締役を選任しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割と責務を果たしております。当社は現在「監査等委員会設置会社」に移行しており、当社のガバナンス体制が適切に機能するよう、指導・助言を得ております。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は独立社外取締役を選任するための基準を定めていませんが、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、取締役会で候補者を選定しています。

補充原則4-11.1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会全体として、その役割・責務を果たすため、知識・経験・能力のバランスと多様性が確保できるよう取締役を配置しています。また、取締役会の規模は、意思決定の迅速化と適切な審議が行えるための適切な規模にしています。

補充原則4-11.2 取締役の他の上場会社の役員との兼任状況

取締役、社外取締役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」並びに有価証券報告書に開示しております。
本報告書の更新日時点における社外取締役の兼職の状況につきましては、本報告書の「2. 1. [取締役関係] 会社との関係(1)」に記載しております。

補充原則4-11.3 取締役会の実効性評価

2017年度は取締役会が19回開催され、業務執行に関する重要事項が適切に決定され、また報告されております。
社外取締役は、取締役会において法令・定款への適合およびリスク管理等の観点から積極的に意見を述べており、その意見は取締役会の決議および取締役の業務執行に反映されています。

補充原則4-14.2 取締役のトレーニング

取締役の就任時には外部研修機関のセミナーに参加させるなどして、役員として遵守すべき法的な義務・責任等について習得できるよう支援しています。
社外取締役においても、取締役社長から当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について個々に説明の機会を設ける他、社内で開催される幹部役職者の会議に積極的に参加し、情報共有に取り組んでおります。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

株主・投資家は重要なステークホルダーであり、当社の経営方針や経営状況について理解を深めてもらうことが重要であると考えております。
現在、本社総務部が主体となり、他部門と連携をとりながら、株主や投資家からの取材に積極的に応じています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社神明	1,900	19.78
ショクブン取引先持株会	1,234	12.85
川瀬公	476	4.96
株式会社SBI証券	179	1.87
株式会社三菱UFJ銀行	131	1.37
第一生命保険株式会社	117	1.22
東京海上日動火災保険株式会社	99	1.04
株式会社名古屋銀行	92	0.97
愛知スズキ販売株式会社	90	0.94
ショクブン社員持株会	90	0.94

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奥村哲司	弁護士											
大西孝之	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥村哲司	○	○	----	弁護士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営に活かしていただけるとの理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができる と判断しております。
大西孝之	○	○	----	税理士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営に活かしていただけるとの理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができる と判断しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、対象部門に対し必要な資料の提出を求め、また、意見聴取と実地調査を行い、内部統制が適切に機能しているか否かについて内部監査を行っております。また、期中及び期末の会計監査実施時においては会計監査人と連携のうえ、会計監査についての意見聴取と実地調査を行っております。なお、重要な事項については監査等委員会に報告するとともに、取締役会や代表取締役に対しても、意見を述べております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与を実施しておりませんが、今後の施策について検討していきます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成30年3月実績
取締役14名 報酬等の総額45,802千円
上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はいないが、特定取締役が連絡を密にするとともに必要に応じて、監査等委員の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員が意見交換を行う。スタッフは監査等委員の指揮命令に従うものとする。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行

当社の取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く）4名と監査等委員である取締役3名により運営されております。経営環境の変化に対応するため、取締役会を原則月1回開催し、意思決定の迅速化の確保に努めております。また必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分に議論を尽くした上で会社の重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

イ. 監査等委員会の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）にて構成されており、経営のチェック機能を強化しております。取締役会には、監査等委員である取締役も毎回出席して、取締役の業務執行に対しての適法性を監査することとしております。

ロ. 内部監査の状況及び監査等委員会による監査の状況

当社の業務に関する内部監査は、内部監査室（1名）および経理財務部（2名）の管理部門による要員を充て、全ての支社およびフレッシュセンターを対象に、期末決算および第2四半期決算時に集中して業務監査を実施しており、この他各営業所においては選択のうえ、適宜業務監査を実施しております。監査の結果、改善の状況等を把握の上、代表取締役に報告し、その指示を受けるとともに、特定取締役から監査等委員会に通知、報告をしております。

ハ. 会計監査の状況

平成30年3月期における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、松井夏樹、今泉誠であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、取締役会の監督機能の強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社を選択いたしました。

監査等委員会は弁護士、公認会計士及び税理士であり、職業倫理に基づく公正な態度を有していると判断しております。

監査等委員の立場からの視点を入れた判断も担保され、取締役会の意思決定の妥当性、適性性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主の利便性を勘案し、株主総会会場を変更しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示資料の掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理財務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規定により、顧客・取引先・株主等に対する行動の基本を定め、コンプライアンス体制の確立と企業理念の実践に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を制定する。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は総務部と連携の上コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等については、役職員が電話、電子メール等によって自由に総務部または監査等委員に通報や相談ができるよう通報者の保護を強化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、流通及び食品衛生管理等に係るリスク等会社を取り巻くリスクについては、それぞれの担当部署にて、情報の管理、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについてはすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、その目標達成のために各部門の業務担当取締役は具体的目標及び効率的な達成の方法を定め、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するため、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用する。グループの事業に関して責任を負う取締役に、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、総務部はこれらを横断的に推進し、管理する。

6. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員の業務補助のため監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員が意見交換を行う。監査等委員スタッフは監査等委員の指揮命令に従うものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。上記の報告を行った当社及び子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査等委員から監査等委員の職務の執行について生ずる所要の費用の請求を受けた時は速やかにその費用を負担する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持向上を図る。

（運用状況の概要）

内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に向けた取組みを推進する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
